

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、港区介護保険条例の一部を改正する条例を令和二年三月三十日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「二万四千三百五十六円」を「一万八千七百三十五円」に改め、同條第三項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「三万七千四百七十円」を「三万三千七百二十三円」に改め、同條第四項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「四万六千八百三十八円」を「四万四千九百六十四円」に改める。

付 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四項までの規定は、令和二

年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。